福岡都市圏における佐賀県ブランドイメージ等調査・集計業務委託に係る

企画競争実施要領

１　目的

福岡都市圏における佐賀県のイメージ、佐賀県の資産（観光地、特産品等）に対する魅力度等、福岡都市圏の方が本県をどう思っているのかの現状を把握し、今後の福岡都市圏における戦略的な広報展開の一助とする。

２　委託業務名

福岡都市圏における佐賀県ブランドイメージ等調査・集計業務

３ 委託業務の内容

　　　別添仕様書のとおり

４　委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

５　予算額

金1,650,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

６　企画競争参加資格

　　企画競争に参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

1. これまでに同種業務（福岡都市圏におけるマーケティング調査（インターネット調査））の実績があること
2. 緊急な対応や打ち合わせ等が必要なときに、迅速に対応ができること
3. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者で

ないこと

1. 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）

に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更正計画の認可又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと

1. 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと
2. 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイから

キまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

　号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規

　定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える

　目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若

　しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

７　実施スケジュール

（１）公告（佐賀県ホームページに掲載）　　　　令和5年12月27日（水曜日）

（２）企画競争参加申込期限　　　　　　　　　　令和6年1月12日（金曜日）17時

（３）企画提案書等提出期限　　　　　　　　　　令和6年1月25日（木曜日）17時

（４）委託事業者候補決定　　　　　 　　　　　 令和6年1月30日（火曜日）（予定）

※事前説明会は実施しない。

※企画競争審査会（プレゼンテーション）は実施しない。

提出物（企画提案書等）の書面審査で委託事業者候補を決定する。

８　企画競争参加申込

1. この企画競争に参加を希望する者は、下記の申込期限までに必要書類を提出すること。
2. 企画競争参加申込期限：令和6年1月12日（金曜日）17時

（持参又は書留郵便や宅配便など受領確認ができる手段により送付し、上記の締切

時刻までに必着のこと）

1. 提出書類

　　ア　企画競争参加申込書（様式１） 　 １部

　 イ 誓約書（様式２）　　　 　　 　　１部

　　ウ 実績書（様式３）　　 　　　 １部

1. 提出先： 佐賀県 政策部 広報広聴課　企画担当 大塚

　　　 （〒840－8570佐賀県佐賀市城内１丁目１番59号（佐賀県庁新館５階））

９　企画競争実施方法

1. 実施方法：提出物の書面審査
2. 提出物： 企画提案書（様式４）及び見積書（様式任意）　各６部ずつ

　　ア　企画提案書　６部 （様式４）

なお、企画提案書（様式４）には、以下の内容を記載するものとする。

(ｱ)パネルの保有状況

　　本調査では、福岡都市圏に居住する成人（20歳以上）の方を対象に、1100サンプルを取得することとしている。そのため、福岡都市圏（下記参照）に居住する成人（20歳以上）のパネルの保有状況（パネル数及び構成比（性別、年代、パネルの募集方法、メンテナンス方法等））について確認するものである。

なお、保有パネルについては、自社保有パネル、提携・協力会社パネルは問わず、本調査を実施するにあたり利用可能なパネル数とする。

※福岡都市圏

17市町（福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、宗像市、福津市、糸島市）で構成。【出典；福岡都市圏行政事業組合HP】

 (ｲ)調査スケジュール

　　仕様書の「４ スケジュール」に大まかなスケジュール案を記載しているが、仮に貴社が受注した場合の成果品提出（令和6年3月29日期限）までの実施スケジュールについて確認するものである。

なお、調査項目（設問）については、佐賀県より提示予定である設問項目案（含選択肢）を踏まえ、佐賀県と協議の上で策定すること。（→仕様書３（１）④参照）

(ｳ)福岡都市圏における調査の実績

福岡都市圏における調査（今回の手法であるインターネット調査も含む）の実績について確認するものである。基本的に実績書（別紙様式３）に記載の実績のとおりとなると思われるが、実績書（別紙様式３）以外にも特筆すべきもの等があれば当該欄に記載する。

 (ｴ)調査結果の分析・解析に関する提案・ポイント等

　　　　　　調査結果の分析・解析、及び前年度調査結果との比較・変動要因分析を行うにあたって、貴社のマーケティング調査に係る知見をもとに、本業務の目的（仕様書「２ 目的」に記載）を達成するための有効な提案・ポイント等について記載する。

なお、前年度調査結果については、委託業者決定後、委託業者に対しエクセルデータを提供することとしている。企画競争にあたっては、前年度調査の全設問を別途添付するので、これをもとに、前年度調査結果との比較・変動要因分析について検討すること。

(ｵ)所要経費（見積書の金額に一致）

本委託業務を実施する上での所要経費を記載する。なお、当該欄に記載の金額は、見積書に記載の金額と一致するものとする。

　　イ　見積書　６部（様式任意、原本１部、コピー５部）

見積金額（上記９（２）(ｵ)の「所要経費」）は、審査（書面審査）における評価項目の１つであるため、その旨留意のこと。

なお、設問数は２８問程度を見込んでいるが（仕様書３（１）⑤）、このうち属性に関する設問を７問見込んでおり（仕様書３（１）④）、貴社で保有する登録パネルが既にこの属性の一部または全部を登録済で、本調査の実施に際しあらためて設問とする必要がない場合は、その分の設問策定経費は差し引いた金額で見積もること。（→見積もり金額は評価項目の１つであるため）

（３）提出期限：令和6年1月25日（木曜日）17時まで

（持参又は書留郵便や宅配便など受領確認ができる手段により送付し、上記の締

切時刻までに必着のこと）

　（４）提出先：上記８（４）に同じ

　（５）最優秀提案者の決定方法

　　　ア 提出された企画提案書等を別途定める評価基準に従って審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

イ 最優秀提案者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。

ウ 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が２者以上あるときは、審査員にて協議の上、最優秀提案者を決定する。

エ 企画競争参加者が1者のみの場合でも、その者が最低基準点を満たしている場合には、その者を最優秀提案者とする。

オ 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

（６）その他

企画競争審査会（プレゼンテーション）は実施しない。提出物（企画提案書等）の書面審査で委託事業者候補を決定する。

10　評価に関すること

　（１）評価基準は別紙のとおりとする。

（２）提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は０点とする。

（３）評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

11　その他

1. 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100 分の10 以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116 条の規定に基づき、担保を供することができる。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ｱ) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100 分の10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

(ｲ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去２年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(ｳ) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

（２）見積書について

ア 見積書には住所、氏名（法人にあっては商号又は名称、代表者職名、代表者氏名）を必ず記載すること。

イ 見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

（３）失格要件

　　次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

ア 参加する資格のない者が行った場合

イ 本件プロポーザル手続について不正行為を行なった場合

ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

エ １人で２以上の提案をした場合

オ 提出期限までに提案書を提出しなかった場合

カ 代理人でその資格のない場合

キ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

ク 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

ケ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

（４）企画提案手続きの中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画提案手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

（５）本企画提案の応募に係る経費はすべて参加事業者の負担とする。

（６）提出された書類は返却しないものとし、提出後の書き換え、差し替え等は認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。

（７）企画に際しては、委託事業者として採択されないことがある点に十分留意し、関係者とトラブルが無いようにすること。

（８）公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

（９）企画競争についての問い合わせは、FAX・メールで受け付ける。質問応答の内容は、必要に応じて参加者全員に知らせる。

11　問い合わせ先

〒840-8570　佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県 政策部 広報広聴課　担当：大塚

ＴＥＬ：0952-25-7219　ＦＡＸ：0952-25-7263

メール：kouhou-kouchou@pref.saga.lg.jp